

国家戦略本部

第2分科会

(社会保障・財政・雇用)

平成23年7月19日

自由民主党国家戦略本部

第2分科会

1. はじめに

国民が「安心」「安全」を実感する上で、最も大切なことは「将来の不安」を解消することである。「将来の不安」を取り除く要素は「年金」「医療」「介護」といった「社会保障」の安定であり、生活（収入）の基盤である「雇用」の維持である。

こうした個々人の生活の基盤となる社会保障や雇用を盤石なものとするには、十分な「財源」を確保することが重要である一方で、社会保障関係費の増大による財政状況の悪化が加速しており、社会保障と税制抜本改革、財政健全化は密接不可分であることは言うまでもない。特に、今でも非常に厳しい財政状況を現状のまま放置することは、さらなる財政の悪化を招くことともに、将来の社会保障制度の根幹を揺るがしかねない。

さらに、急速な少子高齢化の進展やグローバル化等、内外の社会・経済状況が大きく変化する中で、わが国経済は低迷し、社会保障への不安、安全保障への懸念などが増大している。このような課題を克服し、安心・安全な社会、将来に希望を持てる社会を創るためには、今こそ政策を戦略的かつ機動的に展開しなければならない。そのためには、国の予算及び税制を包括する財政が、これを実現する不可欠な手段である。

一方、3月11日に発生した東日本大震災はわが国経済社会に甚大な影響を与え、今回の大震災を乗り越えることこそ、我々の喫緊の課題である。それには多額の財政負担が生じることを覚悟しなければならない。

我々は、国民の力を結集し、この厳しい局面を打開できれば、いや、打開することによって21世紀半ばの目指すべき国のかたちを示し、より強固な経済社会に創り変えることができると確信している。

2. 財政

近年、財政状況の危機的な悪化により、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際競争力強化、人材育成、地域格差の是正など、必要な分野への資源配分が進まず、あらゆる面で支障をきたしている。急速に進む少子高齢化の中、もはや借金頼みは限界にきており、財政の対応力を回復するには、子ども手当などのバラマキ施策の撤回は当然であり、消費税を含む税制抜本改革を断行する以外にこの局面を乗り越えることはできない。わが党が「財政健全化責任法（案）」を提出したのはこの趣旨による。

財政の戦略的対応を適時適切に実行するには、「財政健全化責任法」の成立を担保として一時的に借金を増やしたとしても、目先にとられることなく、時間軸の中で財政再建を成し遂げるには税制抜本改革はできるだけ速やかに実施しなければならない。

国・地方の厳しい財政状況は、もはや一刻の猶予もないが、民主党は税制抜本改革からひたすら逃げているばかりである。わが党は前回の総選挙における公約、昨年7

月の参議院選挙公約、昨年末の「税制改正についての基本的考え方」において消費税の引き上げを含む税制抜本改革を国民に約束している。

国・地方の財源・税源配分について、税制抜本改革とワンパッケージで行うべきであり、地方税制については、地方分権を推進するとともに、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとしなければならない。

また、国・地方が共に規律と責任ある財政運営を行うためにも、地方自身も増収に向けての自己努力を行う必要がある。

3. 社会保障・雇用の基本的考え方

わが党政策の基本は新綱領に示す通り、社会の基本は「自助」であり、経済活動の主体は企業、個人である。元気で頑張れる人に頑張ってもらわねばならず、その人たちが社会を前進させる力である。

しかし、自助努力への支援を強化するとともに、かつて努力したが長寿化のため十分な努力ができなくなった人たち、何らかの理由でハンディを背負った人たちには家族や地域やボランティアで支えあう「共助」が必要である。そして更に足らざるところはセーフティネットとしての政府や自治体による「公助」、つまり自助、共助、公助を適切に組み合わせることによって、改めて温かい社会を築きなおす必要がある。

過度な公助への依存は自助の努力を削ぐことになるだけでなく、過大な財政負担を必要とすることを考えれば、高齢化の進展の中だからこそ、自助努力を促す仕組みが不可欠である。

こうした考え方に立脚し、わが党は年金・医療・介護のみならず、少子化対策、生活保護や障害者政策などの福祉政策についても、自助を尊重し、共助、公助でそれを補っていくというバランスのとれた、かつ現物給付を中心とした社会保障を実現していく。

近年最大の歳出増加要因となっている社会保障給付費の増大について、給付と負担のバランスを確保することが急務であり、今から努めていかねばならない。特に、高齢者人口の割合が最も高くなる21世紀半ばでも維持できる社会保障制度を構築していくためにも、その量・質ともに機能強化と効率化を図る一方、給付に見合った安定的な財源を確保し、負担の先送りを断ち切らなければならない。

また、国民生活の基本は「雇用」であり、雇用の場の確保のためには、企業の活力向上が不可欠である。そのため、行き過ぎた労働政策や環境政策等、アンチビジネス政策を改めるとともに、海外との「条件格差」を解消し、企業の海外流失を防ぐ必要がある。

さらに、大震災によって、経済活動の“血液”たる電力の需給に大きな不安を抱える中、供給や料金の面から国民経済の悪化・産業空洞化に拍車がかかる恐れがあり、早急に国内の経済活動を活性化し、民間活力を増大させるための諸施策を実行する必要がある。

4. 当面の対応

消費税を含む税制抜本改革について、我々は先の衆院総選挙及び参院選挙公約でも国民に約束したように、平成21年度税制改正法附則第104条に従って、平成23年度までに必要な法制上の措置を行い、特に、消費税の税率は当面10%とし、用途は社会保障に全額充てることとする。

また、財政健全化については、我々は、「財政健全化責任法」を国会に既に提出しており、その早期成立を期す。

一方、民主党は、そもそも21年度税制改正法に反対しており、先の衆院総選挙において、必要な財源を全て無駄の排除で賄うこととし、消費税の引き上げを否定した。かつ参院選挙においては、我々と違い具体的な内容に言及することなく、今日を迎えている。

さらに、総選挙時に掲げていた民主党のマニフェストのその後を見れば、「財政健全化責任法」における健全化目標の達成が不可能なことは火を見るよりも明らかである。

民主党が消費税を引き上げないという前回総選挙における基本となる政策を転換するのであるならば、原点に立ち返って、国民にあらためて信を問う必要があることは言うまでも無い。

【参考】 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）（妙）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。